

氏名	町田 余理子
学位	博士
専門分野の名称	法学
学位授与番号	博甲第4244号
学位授与の日付	平成22年9月30日
学位授与の要件	社会文化科学研究科社会文化学専攻 (学位規則(文部省令)第4条第1項該当)
学位論文題目	動産譲渡担保の法的構成と効力 —担保権的構成の再検討—
学位論文審査委員	主査・教授 吉岡 伸一 准教授 中川 忠晃 准教授 岩藤美智子 法務研究科教授 藤田 寿夫 広島大学 教授 鳥谷部 茂

学位論文内容の要旨

本論文において取り上げられている「譲渡担保」の意義について、従来の通説は、「債務担保のために目的財産、特に所有権を債務者または物上保証人から債権者に移転し、債務が弁済されると設定者に復帰するものの、債務不履行が生ずると債権者はその財産につき私的実行の方法によって優先弁済を受けることができる判例法上の物的担保制度」と説明している。

この所有権を担保のために譲渡するという形式がとられていることについては、「債権者の経済的目的はあくまでも債権担保であり、債権者が譲渡担保設定時から完全な所有権を取得すると構成することは、債権者に過剰な権利を与えるとして、債権者は当該目的物の完全な所有権ではなく担保目的に限定した何らかの権利を与えるべきである」とする説が主流であるとされ、不動産譲渡担保に関する判例および学説については、ほぼ見解が確立していると考えられる。

しかし、動産譲渡担保について、判例の採用する立場は見解が分かれている。かつての判例は、動産譲渡担保権を所有権と考える「所有権的構成」を採用していたが、最近の判例は、動産譲渡担保権を「所有権」から「担保権」と考えているように見えるが、判然としない部分がある。また、昨今の学説の状況は、所有権移転的構成が有力とされ、所有権的構成と担保権的構成のメリットを採用したこの説は良説と解されつつも、結局、第三者に対してはどの部分をどのくらい主張できるのかについてはあまり明らかにはなっていない。

以上の理由により、本論文では、動産譲渡担保を純粋な「担保」として考える「担保権

的構成」の立場から、「動産譲渡担保」に限って、担保権者の権利帰属と動産に関連する民事法の諸規定を考慮しつつ、具体的な実行に向けて検討を行っている。本論文は、これらの作業を通じて、具体的な「道筋」は示唆したものとして評価できるものである。

なお、本論文においては対外的側面を主眼としていることから、対内的側面—すなわち、設定者と担保権者との間の具体的な権利関係—については今後の課題としている。

学位論文審査結果の要旨

本論文は、非典型担保の一つである譲渡担保のうち、動産を目的物とする動産譲渡担保につき、法的再評価を行おうと試みるものである。この分野については、従前、あまり議論がされていなかったものの、実務上のニーズも今後増大すると考えられる分野であり、その意義は大きいものと考えられる。

判例はこの問題につき、所有権的構成を主にとっていたところ、学説においては担保権的構成、所有権移転的構成も有力に主張されている。被審査者は、動産譲渡担保につき過去の判例、学説を丹念に検討することにより、また、かつて立法化の動きがあったものの実現に至らなかった内容及び理由を敷衍したうえで、「担保」として動産譲渡担保の法的構成を再検討しようとしている。

被審査者は、判例についても広範囲に十分な考察を行い、また、学説についても周到に検討がなされていると評価できる。結論的にも、判例が過小評価している担保的性格に目を向け、担保権者の権利帰属と動産に関連する民事法の諸規定を考慮しつつ、具体的な実行に向けて検討を行っており、その洞察力には優れたものがみられる。また、本論文においては対外的側面を主眼としていることから、対内的側面—すなわち、設定者と担保権者との間の具体的な権利関係—については十分な検討がなされていない。さらに、具体的場面を取り上げているため、すべての場면을網羅しきれたとはいえないが、被審査者の今後の研究課題として期待したい。論理的展開や文章的表现にも工夫がみられ、博士論文としての評価は問題ないと考えられるので、合格と判定する。